

「児童虐待防止法」（法律第四十號）について —わが国のこどもの権利思想と法成立の背景—

田中利宗
田中康子

1 はじめに

「輓近社會事情ノ變遷ニ伴ヒ児童ニ對スル各種ノ虐待事實ハ漸次増加スルト共ニ其ノ性質モ亦著シ殘忍苛酷ト爲ルノ傾向ニ在リ殊ニ近時財界不況ノ影響ヲ受ケ此ノ種惡性ノ行爲ハ益々増加シ之ガ保護救済ノ方策ヲ講ズルノ要緊切ナルヲ覺ユ然ルニ從來此ノ種ノ行爲ニ對シテハ刑罰法令ニ於テ刑罰ヲ以テ犯行ノ防止ヲ圖リツツアルノ外單ニ民法中親權者ノ爲ス虐待ニ付親權喪失ノ制裁アルニ止マリ發見セル被害児童ノ保護救済ニ關シ未ダ何等適當ナル方途ヲ講ズル能ハザル實情ニ在ルハ眞ニ憂慮スベキ事態ナリト謂ハザルベカラズ仍テ速ニ被虐待児童ノ保護救済ニ關スル制度ヲ確立スルノ要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ」（『児童虐待防止法解義』1933:1 <『日本<子どもの権利>叢書 8』1995>）

「児童虐待防止法」（昭和8年3月31日法律第40號）は、1933（昭和8）年の第64回帝国議会上程され、衆議院、貴族院での審議を経て3月31日に成立し、4月1日の公布を経て10月1日に施行された。この「児童虐待防止法」（以下、本考察では虐待防止法と略記）は、法律の名称の中に「虐待」という用語を含むわが国最初の法律であった。¹⁾

さて、子どもへの虐待を「いじめること。むごい扱いをすること。残酷な待遇。」（『広辞林 第五版』1982:465）の解釈を超え、子どもの基本的人権への侵害行為と理解するならば、子どもへのその行為は日本のみならず諸外国にも実在した。

人権侵害の行為の存在をわが国に限定したとしても、聖徳太子の四箇院、F.アルメイダによる養育院などでの救済、1690（元禄3）年の幕府の棄児禁止の触などによる取り締まりは、その行為の存在を物語る。さらには『日本之下層社会』（1899）、『職事情』（1903）、『女工哀史』（1925）、『娼妓解放哀話』（1930）などが伝える年少児の過酷な労働と悲惨な生活は、虐待の範疇を超え刑法罰にふれる犯罪行為をも推察させる。また、一方で、原泰一監修『更生保護の父 原胤昭』（1951）、『日本メソヂスト社會事業概要』（1933）、伊地知静子『孤兒院の四季』（1941）は、虐待を含む子どもらへの救済と擁護の歩みを今に伝える。

さて、この法律第 40 号としての虐待防止法への評価は、すでに先行する研究において付与されている。

たとえば、斎藤薫は、『児童虐待防止法解義』『児童虐待防止法解説』『児童を護る』の三書を復刻収録する『日本<子どもの権利>叢書 8』の解説のなかで虐待防止法以前の「感化法」「少年法」「工場法」「救護法」「恤救規則」「棄児養育米給与方」を顧みながら、それらが行う児童保護・救済の不備についてふれ、「何の手立てもなされてこなかった身寄りのない児童と貧児に対して、救済の手を差し伸べたにすぎない。いずれも、近代的な家庭と教育システムの枠外に置かれた一握りの子どものほかには、全く接点をもたない法制度であった。」(斎藤 1995:1) と批評する。そして「そうした従前の流れと比べると、『児童虐待防止法』は、いくぶん性格を異にする。まず、法の対象として、あまねく、すべての児童を視野に入れていることをあげねばならない。(中略) 『児童ヲ保護スベキ責任』(法第二条) という文言を含むことで明確にされた法の理念は、子どもは親の所有物ではない、親は子どもを好き勝手にしてはよいわけではないというメッセージとなつて、国家がすべての保護者に<あるべき子育ての最低基準>を示すという意味をもった。」(斎藤 1995:1-2) として虐待防止法成立以前の児童保護観との違いを述べる。

斎藤は、「子どもは親の所有物ではない」「国家がすべての保護者に<あるべき子育ての最低基準>を示す」を法律のキーワードとして取り上げつつ、次の報道も同時に紹介する。

「内務省と穂積ら民間の識者による熱心な児童虐待防止事業の展開は、かならずしも社会の賛意を得られたわけではなかった。『何が虐待防止法だ 心なき法に引き離さるゝ父子 抱合つて涙の抗議』 法の施行から三年目の一九三六(昭和 11)年七月一六日、『東京朝日新聞』は上のような見出しの記事を掲載した。事件の概要はこうである。」(斎藤 1995:5) として保護収容された子どもを施設から連れ去り逮捕される父親と高島巖園長、それを報じる新聞。この事件をめぐる投書欄での「辻占売りは虐待に涉っていない」を主張する吉田生と「正当な生活からの逸脱を補償することが国家の児童愛護事業」とする高島園長の議論を整理し次のように述べる。

「『児童虐待防止法』は、裁判所の審判によらず行政措置によって被虐待児童の救済をはかるため、手続き上、当事者や一般の傍観者を納得させにくい面は否めない。この事件も、法が家庭の内政干渉に乗り出すことを嫌悪する世論と、法による子どもの救済こそが善であると信じて疑わない事業推進者らの燃える思いとの衝突、と見ることができる。」(斎藤 1995:6)

さらに斎藤は、「論争の決着は、『児童虐待防止法』の運用データがおのずと物語る。」

「無論、戦時体制下で社会事業全般がふるわなかった事情もあろう。」（斎藤 1995:6-7）とまえおきしながら、虐待予防予算未執行経費の存在によると推察する児童虐待防止費補助予算の削減を論争の決着のひとつとしてあげた。そして斎藤は以下のように結論づけたのである。

「児童保護・福祉は、子どもが親とは別の人格をもつことを、たとえば『親の因果が子に報い』のことわざを引くなら、その不当性を確認し、『親の因果』に絡めとられない子どもの成長と発達を応援するという面をもつ。しかし、この営みを法制度をもって位置づけると、公権力による親子への介入という側面の生じて来ることは避けられない。わが国の『児童虐待防止法』は、児童の権利の観念を社会制度上はじめて具体化した試みであり、それを支える法の趣旨や文言の解釈、根拠となる思想などは、ここでとりあげた三書によって余すことなく明らかにされている。しかしその結果、法が直面したのは、まことに謙抑的な運用の状況であった。このことを、国民の権利意識の乏しさからのみ批判するのは、短絡にすぎよう。三書でうたわれた『児童虐待防止法』の理念と、それに対する社会の反応は、児童保護・福祉のもつ両義性を私たちに気づかせたはじめと思うからである。」（斎藤 1995:7-9）

顧みれば虐待防止法の公布・施行の背景には、1923(大正 12)年 5 月の「児童の権利に関するジュネーブ宣言」やイギリス、ドイツ、フランスの法令による児童保護の動向とその紹介・研究があり、国内的には、1931(昭和 6)年の満州事変勃発による軍需景気による貧富の二極化、昭和の初期にくり返された東北・北海道を中心とした凶作による農村、農民の経済的困窮とそれに起因する欠食児や子女子の身売り、乞食、虐待等の悲惨な現実とそれを報道する新聞などへの国民の反応があった。またその根底には、1927(昭和 2)年の「乳幼児愛護デー(その後、児童愛護週間)」からやがて「国民精神総動員健康週間」へと官民あげての健康増進という国策が根底に流れていたことも事実である。

大正末期から昭和の初期には、子どもの虐待問題を政策的課題として取りあげなければならない悲惨な現実の報道やその対策に対する国民の高まる運動があり、同時にそこには子どもを人格ある社会の一員とみなす観点が芽生え、それらが成長し始めていたことを軽視してはならないであろう。

その後虐待防止法は、1947(昭和 22)年の児童福祉法の成立に伴い、虐待防止法第 7 条及び内務省令第 21 号の規定が若干の文言の修正を経て児童福祉法第 34 条 1 項 1 号乃至 5 号に引き継がれ、廃止された。

だが、虐待防止法公布の1933（昭和8）年から67年後の2000（平成12）年5月、再び「虐待」を法律名にもつ法案が国会に提出され成立した。

戦後は、「個人を尊重する」戦前とは異なる人権思想の普及と人権教育の推進がひとつの旗印であった。しかし、新たな国、社会となったという戦後から67年後の2012（平成24）年2月においても、マスコミは児童虐待の事実を報道し続けている。

今、福祉を学ぶものが再考しなければならないこと。それは、戦時下という社会環境を客観的に理解したうえでの、なぜ虐待防止法が検討され、成立したのか。当時の人々はそれに対してどのような反応を示したのか。それは、現在の多くの人々が示す反応とどこが違う、どこが類似しているのかへの追究であるように感じられてならないのである。

2 児童保護の成立と児童虐待という視点の萌芽

吉田久一は、「日本における児童保護の成立は、大正後半期である。」（吉田1990:59）とする。さらに「児童保護を成立させた目的や動機、あるいは思想は何であったか。この期の児童保護の代表的研究者生江孝之は、従来の篤志行為に代わって『社会全体の責任』（『社会事業綱要』12年版、269頁）を強調しているが、社会連帯や人権がヒューマニズム的角度で取り上げられるのが一般的風潮であった。」（吉田1990:59）と述べる。

さらに続けて、「しかし日本の社会連帯思想は海外の影響が大きく内発的なものといえなかった。そこに建て前と本音のギャップがあった。」（吉田:60）と分析し、内発的発想の欠如を指摘する。吉田のこの指摘は、日本における子どもの虐待に関する貴重な資料を収録した『子どもの人権問題資料集成 第8巻』の解説でも読み取ることができる。

解説で室田保夫と二井仁美は次のように述べ、研究の手順を示す。

「『子ども虐待』への認識はいつの時代にいかなる要因でもって登場してくるのだろうか。それは『子どもの発見』『子どもの時代』と称される近代という時代的背景が重要であろう。そして子どもを一個の人格とする認識があること、あるいは子どもの人権への眼差しがあつてのことである。ここでは簡単にイギリスとアメリカにおける子ども虐待とその対策の歴史についてみておくことにしよう。」（『編集復刻版 子どもの人権問題資料集成 戦前編 第8巻』2010:3-4）

ここでも日本における子どもの虐待の追究に際する検討が諸外国の歴史の学びからはじめられるのである。

諸外国の歴史と実態を学ぶことから始まるわが国の虐待の研究は、そのまま、国民一人ひとりの主体的・自律的土壌の上に「児童虐待という視点の芽」を萌芽させる困難さを物語る例証のひとつとなる。それは、平成という現在においても類似していると言わざるをえない。

とはいえ、虐待という視点の芽を自発的に萌芽させない、芽生えることを困難にさせる土壌には、ルース・ベネディクトらが指摘する特色ある日本固有の文化の存在が推察される。例を掲げるならば、「虐待」という言葉に優先して、その内容や形態を曖昧にする「むごいあつかい」「残忍な行為」「つらくあたる」などに表現される行為についての言語理解の解釈の曖昧さは、「虐待」の共通的認識基盤を共有化させないことに加担し、かつ虐待としつけを混同する生活文化を維持、継承させているともいえる。

さらにそれらのあいまいな言語生活文化と『耶蘇会日本年報』（1585）、ルイス・フロイス『日本史』、『甲子夜話』、『経済要録』、『浮世栄花一代男』、『仙台昔話電狸翁夜話』などが伝える子どもの生命に対する「悪習としての伝承」の存在は、子どもを一個の人格として認識する社会的意識形成の阻害要因として土壌に浸透していた。

ただ、ここで留意しなければならないことは「悪習」という表現が、生命を尊ぶ人権思想が教育によってすべての人々に広く浸透し、普遍化している現在を基準とした評価であり、現在における「悪習」が、過去において必ずしも「悪習」として忌、嫌われていたわけではない。

『日本残酷物語 第一部 貧しき人々のむれ』には、次のような記述がある。

「フロイスのいう残忍にして非道なる行為を、民衆がごうも異としなかったということはあっても、それはかならずしも不倫または無知の罪で、彼らをとがめればすむものではなかった。根本的にはさきにのべた当時の農業生産力の低さと農村の貧しさが原因であった。それにくわえて子どもが生まれても、一定の期間がたって宮参りなどがおこなわれるまでは、まだ完全にこの世のものではなく、社会の成員に加われないという、当時の民間の考えかたも影響していたであろう。」（1935:207）

貧しかったという回顧のもとで顧みる過去には、子どもの生命存続にかかわる行為についても、「家族のためには仕方のないこと」「運命だから」として黙認・容認され続けた実例は少なくない。

「昔は子供が多くて喜ばれなかったので、妊娠してもあまり大げさなことはしなかったが、こっそり姑が嫁のために赤飯を炊くことがあった。」「名前は、二十一日暮れぬうちはつけなかった。」（岩崎敏夫編『東北民俗資料集（二）』1972:45-48）と語る、1972（昭和47）年当時72歳の老婆の体験としての生活風習は、そう遠い昔の話でもないし、また東北地方に限定されたことでもなかった。

このような現実として存在したわが国の社会生活環境を考えたとき、1898（明治31）年6月に公布された民法（第四編 親族 法律第10号）の条文に「虐待」という用語が採用されていることを見逃してはならない。²⁾

「虐待」はまず、「第四節 離婚」の「第二款 贖判上ノ離婚」にある。

第八百十三條 夫婦ノ一方ハ左ノ場合ニ限り離婚ノ訴ヲ提起スルコトヲ得

一 配偶者カ重婚ヲ爲シタルトキ

（略）

五 配偶者ヨリ同居ニ堪ヘサル虐待又ハ重大ナル屈辱ヲ受ケタルトキ

六 配偶者ヨリ悪意ヲ以テ遺棄セラレタルトキ

七 配偶者ノ直系尊屬ヨリ虐待又ハ重大ナル屈辱ヲ受ケタルトキ

八 配偶者カ自己ノ直系屬ニ對シテ虐待ヲ爲シ又ハ之ニ重大ナル屈辱ヲ受ケタルト

（略）

また「第五編 相続」の「第二節 家督相続人」の条文に「虐待」をみる。

第九百七十五條 法定ノ推定家督相続人ニ付キ左ノ事由アルトキハ被相続人ハ其推定家督相続人ノ廢除ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

一 被相続人ニ對シテ虐待ヲ爲シ又ハ之ニ重大ナル侮辱ヲ加ヘタルコト

（略）

さらに「第二章 遺産相続」の「第一節 總則」には次の条文がある。

第九百九十八條 遺留分ヲ有スル推定遺産相続人ガ被相続人ニ對シテ虐待ヲ爲シ又ハ之ニ重大ナル屈辱加ヘタルトキハ被相続人ハ其推定遺産相続人ノ廢除ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得（『明治三十一年七月十六日ヨリ實施 改正日本民法』1808:22-58）

そこには、「第八百七十條 第八百六十六條第一號乃至第五號及ヒ第八號ノ事由ニ因ル離縁ノ訴ハ之ヲ提起スル權利ヲ有スル者カ離縁ノ原因タル事實ヲ知リタル時ヨリ一年ヲ經過シタル後ハ之ヲ提起スルコトヲ得ス」「第九百七十七條 推定家督相續人廢除ノ原因止ミタルトキハ被相續人又ハ推定家督相續人ハ廢除ノ取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得第九百七十五條第一項第一號ノ場合ニ於テハ被相續人ハ何時ニテモ廢除ノ取消ヲ請求スルコトヲ得」という条文が同時に規定される。

ではこの場合の「虐待」とはどのようなことをさすのか。梅謙次郎は、「第五 配偶者より同居に堪へざる虐待又は重大なる侮辱を受けたるとき」（『民法要義 卷之四』22-222. 1899）の解釈として次のように論述している。

「夫婦ハ同居ヲ爲スノ權利義務アル者ナルカ故ニ苟モ同居ヲ爲スコト能ハストセハ固ヨリ夫婦生活ヲ爲スコトヲ得サルモノナリ故ニ本號ノ場合ニ於テ離婚ヲ許スハ固ヨリ當然ト謂ハサルコトヲ得ス而シテ果シテ本號ニ掲ケタル事實アルヤ否ヤハ畢竟事實問題ニシテ到底一般ニ之ヲ規定スルコト能ハス殊ニ其適用ニ至リテハ時勢ノ變遷ニ因リ自ラ變更ヲ受クヘキ所ナリ例ヘハ現今ノ有様ニ於テハ打擲ヲ爲シ又ハ食物ヲ給與セサル如キハ同居ニ堪ヘサル虐待ト謂フヘク又甚シキ罵詈、誹謗ヲ爲スハ重大ナル侮辱ト謂フヘクコト固ヨリ論ナキ所ナリ唯同一ノ事項ニテモ夫カ之ヲ爲スト妻カ之ヲ爲ストニ依リ本號ヲ適用スルト適用セサルトノ別アルヘシ例ヘハ中等以下ノ社會ニ在リテ夫カ輕ク妻ノ臀部ヲ打チタルカ如キハ敢テ本號ニ入ラスト雖モ妻カ夫ニ對シ同一ノ所行ヲ爲ストキハ是レ重大ナル侮辱ヲ加ヘタルモノトシテ離婚ヲ請求スルコトヲ得ヘシ然リト雖モ社會ノ進歩スルニ從ヒテ輿論ハ此區ヲ認メサルニ至ルヘシ然ルトキハ今日離婚ノ原因ト認メサルモノモ後日離婚ノ原因ト認ムルコトアルヘシ（以下略）」

考察者には、明治の民法に「虐待」が取り入れられた理由と経過を追究する能力はない。しかし、「戸主」「親族会」を土台とした「親族」「相続」のなかに、「虐待」という行為を条文として採用した草案者には、「個人を軽視することで成立する家制度」を基本土台とする日本文化の中に「個人」という発想のもとでの人権思想の根幹が存在したであろうことの推察は可能である。

3 児童虐待防止法の国会審議

虐待防止法の法案提出理由は小論の冒頭に援用した。それに先立つ「児童虐待防止法案」は、1931(昭和6)年10月の社会事業調査会による「児童虐待防止法に関する法律案要綱」の決議、社会局による諸外国の立法例等を参酌しつつの要綱の検討と法案の起草を経て国会に上程された。国会審議における政府委員である丹羽は、次のように述べている。

丹羽政府委員 児童虐待防止法案ニ付キマシテ、提案ノ趣旨ヲ御説明致シタイト思ヒマス、現在我國ノ實情ヲ見マスルニ、児童ニ對スル各種ノ虐待事實ハ、往々社會ノ耳目ヲ聳動スルガ如キモノガアリマスルト共ニ、児童ノ心身發達上甚シキ弊害ヲ件フ虞ガアリマスル所ノ、特殊ノ業務ニ児童ヲ使用スル事實モ、亦少カラズ見聞致スノデアリマシテ、是等ノ事實ハ何レモ児童ノ健康ヲ害ヒ、性能ノ發達ヲ阻ムハ勿論デアリマシテ、國家ノ將來ニ對シマシテ償ヒ難キ損失ヲ與ヘルコトハ、洵ニ想像ニ難クナイノデアリマス、殊ニ近時財界ノ不況ニ伴ヒマシテ児童ニ對スル此種ノ虐待ハ一層増加ノ傾向ヲ帶ビマシテ、又其ノ性質モ著シク苛酷ノ傾向ガアルノデアリマス、然ルニ從來是等ノ虐待行爲ノ豫防又ハ保護救済ニ関シマシテハ、刑法及警察犯處罰令中ニ若干ノ制裁規定ヲ存シマスノト、民法中親權者ノ爲ス虐待ニ付キ、親權喪失ノ規定ガアルニ止マリマシテ、虐待ノ積極的防止及其發見セラレマシタル被虐待児童ノ救済ニ關シテハ、何等方法ガ定マツテ居ナイ状態ニ在ルノデアリマス、其點ハ洵ニ國家將來ノ為ニ、將又社會人道ノ爲ニ考エマシテモ、寒心ニ堪ヘナイ所デアリマス、政府ニ於キマシテハ是等ノ實情ニ鑑ミテ、多年児童保護立法ノ確立ヲ念ト致シマシテ、是ガ調査研究ニ努力シ來ツタノデアリマスガ、今回特ニ十四歳未満ノ児童ノ虐待防止ノ為ニ、特ニ法規ヲ制定スルノ急務ナルヲ考ヘマシテ、茲ニ本案ヲ提出スルニ至ツタノデアリマス（『日本<子どもの権利>叢書8』1995:2-3）

さらに丹羽は、虐待防止法の主な点として、「第一ハ児童ヲ保護スベキ責任アル者、即チ親權者後見人其他児童ヲ保護スベキ責任アル者ガ、児童ヲ虐待シ又著シク監護ヲ怠リマシタル場合ニ於キマシテハ、地方長官ヲシテ児童保護ノ責任アル者ニ對シマシテ、或ハ訓戒ヲ爲シ又ハ其監護ニ條件ヲ付スルコトヲ得セシムルト共ニ、必要アル場合ニハ児童ヲ親權者後見人ニ引渡シ、若クハ私人ノ家庭又ハ適富ナル施設ニ委託スルコトヲ得セシメマシテ、以テ児童ノ監護教養ニ充分ニ注意ヲ加ヘルコトニ致シタノデアリマス」「第二番目ニハ児童ノ精神又ハ身體ノ發達ニ、著シキ障害ヲ與フル如キ業務ニ児童ヲ使用スルコトヲ禁止シタノデアリマス」「第三ニハ児童ノ虐待ニ涉リ、又ハ之ヲ誘發スル虞アル業務ニ付キ

マシテハ、地方長官ヲシテ児童ノ使用ヲ禁止又ハ制限ヲ爲シ得ルコトニ致シテ、周到ナル保護ヲ加ヘテ、児童虐待ノ事實ノ發生ヲ未然ニ防止スルコトト致シタノデアジマス」(『日本<子どもの権利>叢書 8』1995:3-4) をあげた。

当時子どもらの救済、保護にあたった方面委員の基本的な手引きとしての『方面委員の栞』には、「児童虐待防止法質疑応答」(以下、質疑応答と略記)があり、詳細な解説が行われている。『方面委員の栞 茨城県』には次のようにある。(1936:147)

問 児童虐待防止法は如何なる趣旨に依り制定せられたるものなりや

答 児童に對する各種の虐待を未然に防止すると共に被虐待児童に對し保護救済の途を講じ以て其の健全なる成育を遂げしめることは啻に人道上的の問題なるのみならず國家將來の上よりするも惣諸に附すべきことでない。而も輓近社會事情の變遷に伴ひ児童に對する虐待事實は漸次増加すると共に其の性質も亦慘忍苛酷となる傾向にある。然るに従來之等の行爲に對しては刑罰法令を以て不法行爲の防止を圖りつゝある外、民法中親権者の爲す虐待に付親権喪失の制裁があるに止り虐待行爲の積極的防止及被虐待児童に對しては何等保護救済の方法がなかつたので洵に人道的にも國家的にも憂慮すべき實情にあつたと謂はなければならぬ。故に此の事態に鑑み被虐待児童の保護救済の見地から之に關する制度を確立し以て我國児童保護法則の完璧を期する趣旨をもつて本法は制定せられたのである。

さて、国会での審議は、「本法ニ謂フ虐待ノ意義」「虐待ノ態様及程度(標準)」「朋輩同志カラ受ケル虐待ト本條ノ適用」「刑罰法令ニ觸レ又ハ觸ルル虞アル場合」ノ制限ヲ附シタル理由」「本條ノ處分ト刑法トノ關係」「本條第一項第三號ノ『施設』」「本條の適用ト小學校令ニ依ル學齡児童ノ義務教育の問題」「本條第一項第三號適用後ニ於ケル學齡児童ノ保護者」「本條中本人ノ意義」「本條ニ依ル一人一日ノ負擔額」「本條ニ所謂曲馬、輕業ノ意義」「藝娼妓ノ賣買ニ關スル虐待ト本法ノ適用」「藝道修習ノ爲ニ爲ス苦行ト本法ノ適用」「不具畸形兒ノ觀覽及乞食ヲ爲サシムル行爲ト本條ノ適用」「乞食ヲ爲サシムルニ非シテ單ニ親ナルカ故ニ連レ行ク場合ト本條ノ適用」「本條第二項ノ業務及行爲ノ指定方法」「本條第二項ニ於テ主務大臣ノ第一ニ指定スヘキ事項」「本條ノ所謂官吏、吏員ト其ノ實行上必要ナル委員又ハ團體」「本法ノ罰則ト他ノ刑罰法規トノ關係」についての質疑応答後に「希望條項(衆議院)政府ハ救護法ヲ運用シ且民間諸團體ヲ督勵シ以テ

本法ノ目的達成ニ萬遺憾ナキヲ期セラレンコトヲ望ム」 「貴族院附帶決議（貴族院）政府ハ本法ノ實施ニ當リ左ニ掲クル行爲ノ如キハ最モ兒童ノ心身發達ニ惡影響ヲ及ホスモノナルカ故ニ必ス之ヲ禁止シ以テ本法定制ノ精神ヲ明カニセラレタシ 一、不具畸形ノ兒童ヲ觀覽ニ供スルコト 二、兒童ヲシテ乞食ヲ爲サシメ又ハ兒童ヲ用ヒテ乞食ヲ爲スコト 三、輕業、曲馬其ノ他之ニ類スル危險ナル業務ニ兒童ヲ用フルコト」（『兒童虐待防止法解義』1933:7-60）を附して1933（昭和8）年4月1日に公布された。

4 おわりに

『社會事業 九月號』（1933:2）は、「兒童虐待防止問題號」として特集を組み、そこで犬丸實は、「去る八月二日公布せられた勅令第二百十七號に依り兒童虐待防止法は愈々今秋十月一日より施行せらるゝ事となつた。兒童虐待防止法は謂ふまでもなく今春第六十四議會の協賛を得て四月一日法律第四〇號を以ての公布せられたるもので、從來甚だ不備不完全であつた本邦兒童保護制度上に新なるエポックを劃すべき立法として之が成立は社會の各方面より要望せられた所であつた。」（犬丸1933:2）として虐待防止法施行への期待を述べた。

また、原胤昭は、自身の被虐待兒童保護事業創始の苦心を語ると同時に「虐待防止を強調する上からは、これを一般に知つて頂いて協力を仰がなければ出來得ない事である。」

（原1933:35）として法の広報と周知の必要性を論じている。一方、布川静淵は、「仮りに西歐の事例ありとしても、我邦とは、家庭、産業、習俗、人口の状態等が相違する爲め之を適用し難い。且つこの問題は一國の産業革命の経過程度、現代文明の傾向、人口動態の趨勢、世帯構成の大小、雇傭人制度の現状、収入階級別による兒童に對する觀念及習俗等を比較し、實際の事例を綜合して研究せざる限り、到底適確なる概念を得難いものがある。」（布川1933:53）として「不遇兒童發生の社會的原因」の検討と解明には、諸外国との比較とともにわが國の社會・經濟、そして習俗の研究が重要であることを示唆するのである。

社會事業誌上で兒童虐待防止問題號を企画した編集者は、犬丸に法律という側面から、原には実践者という観点から、布川には研究という側面から虐待防止法について論述を展開させている。この三つの側面からの接近は、現状においても不可欠の視点である。

ところで、過去の史実から推測するならば、どのような時代が到来しても人が人を傷つ

けるという行為は消滅しないのかも知れない。同様に一方ではそれを防止しようとする人々の取り組みもまた継続するのであろう。

以下は、こどもの権利思想理解に必要と考える「個人」の私的解釈である。苦笑を想像するが「まとめ」のひとこまにしたい。

「個人」を構成する「固」には、ひとりでは守りきれない人権や命を互いに守り備えることを約束するという意味がこめられている。その「固」に加わり、一員となり与え、獲得できるのが一人としての「個」である。「個人」とは、この「個」の集まりである社会に対しひとりの価値ある尊厳されるべき社会的人間としての存在をいう。

「個人」という考え方は、「固」、そして「個」、さらには「人」の意味と存在意義をすべての人々で構成する社会生活全体の中で理解し共有化し、その上に成り立つ思想・文化でなければならない。それは、「プライバシー」という日本古来の文化土壌では解明が困難な物理的・心理的距離、そこには拒絶も含めた社会、地域、家族との関係を断ち切ったなかでの「個人」ではない。

「児童虐待防止法」（法律第40号）が検討され成立した時期、それは、「固」が人ではなく人の存在が薄れ、無視される国家政策によって「個」にされた時期であった。

今、児童の虐待を学ぶものが過去を顧みながら熟考しなければならないひとつ。それは、「個人」もしくは「個人主義」、さらには「プライバシーの保護」を前面に打ち出す結果として「見えなくなった『ひと』」の生活の実態と問題点の解明である。

末筆ではあるが、歴史的考察であるがゆえに現在では使用、表現を慎まなければならない用語等が小論中にはある。ご海容をお願いしたい。またこのたびも史資料の蒐集に際して本学図書館職員の手を煩わしてしまった。心から感謝を申し上げたい。

注 1) 児童虐待防止法は、「第一條 本法ニ於テ児童ト稱スルハ十四歳未満ノ者ヲ謂フ」として満14歳未満を児童と規定した。

14歳未満とした理由は、『児童虐待防止法質疑応答』で次のように説明されている。

「問 本法ニ依リ保護スベキ児童ノ年齢ヲ特ニ十四歳未満トシタ理由。

答 本法ノ目的ハ凡ソ児童ニ對スル虐待ヲ防止シ、被虐待児童ニ對シテ保護救済ヲ加ヘントスルニ在ル。従ツテ之ガ客體トスベキ児童モ幼若ニシテ自己防衛能力ヲ有シナイモノハ凡テ之ヲ包含セシムルコトヲ必要トスル。児童ノ年齢ガ何歳ニ達スレバ心身共ニ自衛獨立ノ能力ヲ備フルニ至ル

カハ固ヨリ各場合ニ依リ各人ニ付夫々差異アルベシト雖モ之ヲ刑法中刑事責任ニ關スル規定又ハ工業労働者最低年齢法ニ於ケル原則等他ノ立法例ニ視ルモ滿十四歳ニ達スレバ、大體ソノ心身ノ發達ガ此ノ能力ヲ有スルニ至ルモノト見テ大イナル支障ナカルベキヲ以テ十四歳未滿ヲ適當ト認メタノデアアル。」

法制度上「児童」という言葉をはじめて用い、年齢を現在の18歳未満ではなく、14歳未満としている点は注目すべきである。

また、この14歳未満という年齢は、刑法の刑事責任年齢、工場労働者最低年齢法および船員最低年齢法における保護年齢の例によったものである。ただし、年齢に注目する際には、戦前では「数え年（かぞえどし）」が通例であり、現在の満年齢ではないことに注意が必要である。数え年は、生まれた時点の年齢を1歳とし、以後元日が来るごとに1歳を加算する。それに対して満年齢は、生まれた時点の年齢を0歳とし、以後誕生日前日午前0時に1歳を加算する。

2) 虐待という言葉が日本の法律で初めて採用されたのは、明治31年（1898年）に施行された民法である。当時すでに「虐待という言葉は法律用語としては適當ではないのではないか」「不明瞭ではないか」との意見も出されたが、最終的には当時の民法典に虐待という言葉が採用された。その後1933（昭和8）年に児童虐待防止法が公布される。そこで使われた「児童虐待」という言葉は、法律上初めてのものがあった。

文献

- 『日本<子どもの権利>叢書8』1995
- 『広辞林 第五版』1982
- 吉田久一『改訂増補版 現代社会事業史研究』1990
- 『編集復刻版 子どもの人権問題資料集成 戦前編 第8巻』2010
- 『日本残酷物語 第一部 貧しき人々のむれ』1935
- 岩崎敏夫編『東北民俗資料集 (二)』1972
- 梅謙次郎『民法要義 卷之四』1899
- 『方面委員の栞 茨城縣』1936
- 『児童虐待防止法解義』1933
- 『社会事業 九月號』1933
- 『刑罪珍書集 (I) 近代犯罪科学全集13』1930
- 『日本社会事業年鑑』1933. 1936